

## 第14章 その他の環境保全対策

### 第1節 公害紛争・公害苦情の処理

#### 1. 千葉県公害審査会

公害に係る民事紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」に基づき、行政機関で処理する紛争処理制度が設けられている。

紛争処理機関としては、国に公害等調整委員会、県に公害審査会が設置されており、公害等調整委員会は裁定並びに重大事件及び広域処理事件等の紛争のあっせん、調停、仲裁を行い、また公害審査会は公害等調整委員会で扱う以外の紛争のあっせん、調停、仲裁を行っている。

千葉県公害審査会は15名の委員で構成されており、46年3月の設置以来12年3月末までに50件の調停事件の処理に当たった。

12年度は、前年度から繰り越された野田市清掃工場の大気汚染等公害及び有料道路の騒音公害に係る調停事件3件（うち1件は参加申立て）と、新たに柏市第2清掃工場大気汚染等公害に係る調停事件1件の計4件について手続が進められた。

これら4件（うち1件は参加申立て）のうち野田市清掃工場大気汚染等公害及び有料道路の騒音公害に係る調停事件が終結し、残り1件は、翌年度に繰り越しとなった。

#### 2. 公害苦情相談

##### (1) 公害苦情相談員

公害に関する苦情については、公害苦情相談員らが、住民からの相談あるいは苦情に対する調査、指導及び助言を行うことによりその解決に努めている。

公害苦情相談員は、「公害紛争処理法」第49条の規定により設置されるもので、県及び19市町村において設置されている。

12年3月末現在、県では「千葉県公害苦情相談員設置規程」に基づき環境生活部各課、各支庁及び各保健所に58名が、また、市町村では100名が配

置されている。

なお、公害苦情相談員のほかにも、県で134名、市町村で417名の職員が苦情の処理に当たっている。

##### (2) 公害苦情件数

公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移は表2-14-1のとおりであり、12年度の新規受理件数は4,145件（県418件、市町村3,727件）である。

苦情内容を種類別に見ると、典型7公害については、大気汚染に関するものが最も多く、次いで悪臭に関するものとなっており、この2種類で典型7公害の苦情の約7割を占めている。

また、苦情件数を公害の発生源別にみると、その他の工事業599件、空地580件、家庭生活570件などとなっている。

表2-14-1 公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移

種類別	10		11		12	
	件	%	件	%	件	%
典型7公害	3,281	71.7	2,840	69.5	3,057	73.8
大気汚染	1,764	38.6	1,363	33.4	1,439	34.7
水質汚濁	203	4.4	210	5.1	215	5.2
土壌汚染	21	0.5	37	0.9	41	1.0
騒音	518	11.3	511	12.5	601	14.5
振動	85	1.9	110	2.7	74	1.8
地盤沈下	4	0.1	8	0.2	3	0.1
悪臭	686	15.0	601	14.7	684	16.5
典型7公害以外	1,294	28.3	1,241	30.5	1,088	26.2
計	4,575	100.0	4,081	100.0	4,145	100.0

### 第2節 環境犯罪の取締り

#### 1. 環境犯罪

##### (1) 環境犯罪の傾向と取締り方針

県内の環境犯罪の状況は、産業廃棄物の無許可処分や不法投棄等の産業廃棄物をめぐる不適正な処理事犯が多発しており、悪質・巧妙化の傾向にある。

このため、警察では次に掲げる悪質な環境犯罪を重点に、計画的な取締りを推進している。

ア 県民の健康や生活環境に重大な影響を及ぼ

す事犯

イ 関係行政機関の指導、警告等無視して行われる事犯

ウ 大規模、かつ、反復継続して敢行される事犯

エ ゲリラ的不法投棄事犯

## (2) 取締りの状況

12年中に検挙した悪質事犯の主な事例は次のとおりである。

ア 千葉県知事の許可を受けないで、市原市内の山林に処分場を設けた無許可業者が行政機関の再三の指導を無視して、1都3県の家屋解体現場から排出された建築廃材等を受け入れ、焼却・積置処分していた事犯

イ 自動車の解体・修理業者に、産業廃棄物収集運搬許可業者を装ったチラシを配布して、廃棄物の処理を低料金で請負った無許可処理業者が、収集した廃タイヤ、バンパー等を県内南総地域の広域に及ぶ山林、空き地等にゲリラ的に不法投棄していた事犯

ウ 山林内に無許可廃棄物処分場を設けた産業廃棄物収集運搬業者等が行政機関の再三にわたる指導を無視して、収集した建設廃材などを不法投棄し、埋立てたうえ履土する等の偽装工作をしていた悪質な事犯

なお、同年中の環境犯罪の検挙状況は、表2-14-2

表2-14-2 環境犯罪の検挙状況 (件)

年別	法令 態様別	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反			
		無許可 処理業	不法 投棄	その他	計
12年	年	12	103	12	127

表2-14-3 海上環境事犯の検挙状況

年別	法令 態様別	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律違反				水質汚濁防止法違反			廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反			港則法違反		合計
		油類 排出	廃棄物 投棄	廃船 投棄	計	排水基 準違反	その他	計	廃棄物 投棄	その他	計	脱落防 止関係	計	
12年		2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	1	1	4

のとおりである。

## 2. 海上環境事犯

### (1) 傾向と対策

最近における千葉海上保安部管内で発生した海洋汚染の状況については、船舶からの油・廃棄物の違法排出事犯及び臨海事業場からの汚水等排出事犯が頻発し、その傾向は過去にも増して悪質巧妙潜在化する傾向にあり、また東京湾における赤潮・青潮の発生も増加傾向にある。

このため、千葉海上保安部（含む木更津海上保安署）では、特に悪質な事犯に重点を置き情報収集活動と平行して計画的な取締りを実施するとともに、管内臨海特定事業場・海事関係者・一般住民等に対する啓発活動を実施している。

### (2) 取締りの状況

12年中は、巡視艇及び陸上側からの通常取締りを実施したほか、特に年2回の「一斉指導取締期間」を設け、集中的に海陸一体となった取締りを実施した。

主な検挙事例としては、

- ・ 大韓民国籍貨物船の一等機関士が船橋港内において過失によりA重油約1.5キロリットルを排出した事犯
- ・ 日本国籍タンカーの一等機関士が千葉港内において過失によりC重油約1リットルを排出した事犯
- ・ 日本国籍タンカーの機関長が本邦領海内において、船舶の通常活動に伴い不要となった廃棄物である廃ウェス（油混じりのもの）の焼却灰約200グラムを故意に排出した事犯等がある。

なお、同年中の海上環境事犯の検挙状況は表2-14-3のとおりである。

その他

### 第3節 環境保全に関する調査・研究の推進

#### 1. 環境研究センターにおける調査・研究の推進

##### (1) 大気部

大気部は、大気汚染、悪臭、騒音・振動に関する環境対策の効果的な運用に必要とされる課題、並びに環境中の放射能について調査研究を行っている。

12年度において、ISO14001の認証登録を維持する一方、大気関係、悪臭関係29、騒音・振動関係5、環境放射能関係1及び環境学習関係1の合計36課題について調査研究を実施した。それらの成果は「千葉県環境研究所年報」及び「千葉県環境研究所研究報告」に詳述されている。

大気部は、12年度までは環境研究所として大気関係5研究室、騒音振動関係1研究室であったが、今回の組織改正で大気関係3研究室、騒音振動関係1研究室に再編され、従来からの研究業務はそれぞれ新しい研究室に引き継がれている。

なお、個々の調査研究課題とその概要は、資料編の10の(1)のとおりである。各研究室における主要研究課題の推進の状況は次のとおりである。

##### ア. 大気環境研究室

当研究室は、大気汚染現象の解析、汚染物質の移流拡散、大気中におけるガス状汚染物質、浮遊粒子状物質、酸性雨、降下ばいじん及び悪臭並びに環境放射能等についての調査研究を行っている。

12年度の主な成果は次のとおりである。

大気汚染現象の解析については、大気汚染の解決のための過去様々な対策のうち軽油中の硫黄分低減対策を取り上げ、これが実際の環境濃度に対してどのような影響を与えているかを検討した。これは、ディーゼル車の排ガス処理装置に対して、悪影響を及ぼす軽油中の硫黄分を、1992年に0.5wt%から0.2wt%へ、1997年に0.05wt%へ低減させた対策である。解析方法として、硫黄分低減前の期間についてSO<sub>2</sub>濃度等10項目を用いた重回帰モデルを低減後の期間に適用し、予測値と実測値の比

較から低減効果を見る方法を採用した。その結果、軽油中S分の低下によって、環境SO<sub>2</sub>濃度が低下したことが判明した。この全SO<sub>x</sub>排出量の変動の内、軽油S分低下の占める割合は50~65%と考えられる。

ガス状汚染物質については、新たに発生源周辺における有害大気汚染物質の実態を把握するため、固体吸着捕集法による大気中の揮発性有機化合物連続測定を実施した。その結果、測定対象とした揮発性有機化合物43物質中、ベンゼン等の優先取組物質9物質を含む39物質が検出され、物質毎の濃度レベル、変動幅、及び高濃度の出現頻度等が把握できた。連続測定を行うことにより、各物質の発生源を特定することが可能になると考えられる。

浮遊粒子状の物質については、12年度は、新たに自動車からの影響を把握するため道路沿道における浮遊粉じん調査を実施した。その結果、道路沿道の浮遊粉じん濃度はその周辺に比べ30%程度高かった。成分分析では、自動車の燃料の燃焼に伴って発生する炭素成分含有率が高く、同時に測定したNOが道路端とその周辺とで1.7倍程度の差があったことと対応している。一方、自動車に起因すると思われるイオン成分・金属成分・多環芳香族炭化水素類は周辺との差がなく、この現象については今後検討する必要がある。

##### イ. ばい煙粉じん発生源研究室

当研究室は、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき有害大気汚染物質の固定発生源の排出基準、排出抑制基準等に係わる工場・事業場の立入検査を実施している。

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に係る排出基準の遵守状況の確認のため立入検査を実施した。

また、平成12年度より「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類特定施設に係る排出基準の遵守状況の確認のため立入検査を実施した。

##### ウ. 自動車排気ガス研究室

当研究室は、自動車排気ガスによる汚染実態、

自動車走行量の抑制、光触媒を利用した窒素酸化物の除去技術等に関する調査研究を行っている。

12年度は、11年度に引き続き環境基準値が設けられたベンゼンに加え、1-3ブタジエン等12種類の揮発性有機化合物（VOCs）を対象とした「自動車排出有害物質調査」を実施した。また、自動車排出粒子を対象とした「道路沿道周辺環境調査」を実施した。さらに、道路沿道周辺環境改善対策の一つとして注目されている光触媒を利用した大気浄化技術の試験施工に対する評価調査を実施し、実用化の促進を図った。

#### エ. 騒音振動研究室

当研究室は、騒音振動に関する調査研究や音に関する環境学習を行っている。12年度の課題の一つとして、低周波音調査方法の改良を提案し、市町村が行う低周波音調査に測定技術の協力を行った。すなわち、建物・建具の振動は、地盤振動によるものと空気伝搬する低周波音によるものがあるが、小型センサーを用いた建具振動の解析から低周波音を特定し、低周波音の発生を防ぐ対策を市町村担当課と共に検討した。この方法を普及することにより騒音問題への貢献が期待される。

## (2) 水質地質部

水質地質部は、水質汚濁、地盤沈下、地質汚染及び地震災害防止等の諸対策を効果的に推進するために必要な課題について、調査研究を行っている。

12年度においては水質環境関係29件、地質環境関係20の合計49件の課題について調査研究を実施し、それらの成果は「千葉県水質保全研究所年報」等に記述されている。

また、県民を対象とした環境学習及び国際協力（研修生の受け入れ）も推進している。水質地質部は12年度は水質保全研究所として水質関係4研究室、地質関係2研究室であったが、今回の組織改正で水質関係2研究室、地質関係1研究室に再編され、従来からの研究業務はそれぞれ新しい研究室に引き継がれた。

なお、個々の研究課題名とその概要は資料編10の(2)のとおりであり、各研究室における12年

度の主要課題の推進の状況は次のとおりである。

#### ア. 水質環境研究室

当研究室は、主に公共用水域の水質についての調査研究、化学物質に関する水環境汚染防止対策等についておよび印旛沼及び手賀沼の水環境改善のための調査研究を行っている。

公共用水域の水質についての調査研究として12年度は、東京湾については、赤潮の発生調査を行うとともに、内湾4地点において栄養塩類の鉛直分布調査を行い、富栄養化現象解明のための資料の蓄積を図った。また、貧酸素水塊の動体調査を行い、貧酸素水塊の季節変化、年変化を鉛直分布として観測し、青潮発生機構と発生源の検討を行った。河川については、九十九里地域の中小河川である作田川と、北総地域の桑納川において底生生物の生息調査を行い、水質との関連を検討した。また、底質調査を重金属類と富栄養化関連物質について調査検討を行った。

水環境中の化学物質に関する調査研究としては12年度は、ダイオキシン類による汚染状況を明らかにするため6河川の水質分析を行った。

また、内分泌攪乱物質についての調査研究としてカーバメート系農薬20種の分析法の検討を行い、公共用水域における実態調査を行った。さらに、女性ホルモンであるβ-エストラジオールの分析法を検討した。

印旛沼・手賀沼の水環境改善のための調査研究としては、12年度は湖沼の流域管理の基礎調査として、旧水質保全研究所が発足以来30年間取り組んできた印旛沼・手賀沼の水質改善をテーマとした調査結果を分野別にとりまとめて、印旛沼・手賀沼の調査研究の総括を行い、流域管理に必要な課題の整理を行った。

また、湖沼水質保全計画などの水環境改善計画の策定・推進を支援するために、流域総合管理手法、水質汚濁機構の解明、水質浄化手法等に関する調査研究も行った。

#### イ. 排水研究室

当研究室は、主に事業場排水及び生活排水等の処理技術やその対策について調査研究を行っている。

12年度は、窒素及びりん等の除去工程を有する排水処理施設の性能調査を行い、その除去効率について検討を行った。

また、事業者の努力にもかかわらず良好な水質を得ることができない事例について、排水処理系統全般を対象に詳細な調査を実施し、その原因解明に当たった。この他、立入検査で得られた検体の委託先による分析結果が高濃度のときは、その確認分析を行い、行政措置の基礎となるデータの信頼性を高めた。

また、生活排水に関しては、浄化槽法の改正にともない廃止される単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への変更推進へ向け、既設の単独処理浄化槽について処理性能を含め実態調査を行った。

#### ウ. 地質環境研究室

当研究室では、旧地質環境第一・第二研究の業務を引き継いで、地盤沈下等のリスクを最小限に抑えて持続的に地下水や天然ガスなどの地下流体資源の利用を行っていくための地下水盆管理の研究、地質汚染の除去と防止、地震などの地質災害低減のための研究を中心に調査研究を行っている。

12年度は、地下水盆管理に関する調査・研究としては、地下水位・地盤沈下観測井や水準点などの地質環境モニタリングシステムからの観測記録をデータベース化し、これらは地下水位・地層収縮年表および地下水位図として公表している。

地質汚染に関する研究としては、有機塩素系溶剤等による地質汚染の機構解明と原因調査及び汚染除去対策の技術的援助を行った。

地層の液状化－流動化に関する研究では、千葉県東方沖地震の際、液状化した場所でのトレンチ調査を九十九里平野で行い、また、液状化に強い人工地層造成のためさまざまな地層粒子での液状化実験を行った。

活断層の分布と評価方法に関する研究としては関東地震の際活動した延命寺断層付近で地質調査を行った。また、消防地震防災課の「鴨川低地暖帯に関する調査」及び「千葉県地下構造調査」について調査協力をした。

強震動に関する研究では、地震時の震動特性を

とらえ、地質環境に及ぼす影響を明らかにして地震防災に役立てるため強震観測を継続し、11年度の観測記録のとりまとめを行い、表層地質と地震動との関係について解析・検討をすすめた。

また、残土石による埋立・盛土地からの地質汚染を防ぐため、適正立地の方法を検討し、これら埋立・盛土層内の汚染地質の埋設深度や分布等の調査方法を検討し、特に佐原市本矢作での六価クロム地質汚染の改良現場の水質監視を継続した。また養老川流域の廃棄物埋立跡地から汚染地下水が流出している現場で、その流出機構の解明を行った。

### (3) 廃棄物・化学物質部

廃棄物・化学物質部は廃棄物研究室と化学物質研究室から成り立っており、廃棄物研究室は廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理に関する調査研究、廃棄物情報の管理等を行い、化学物質研究室は大気、水質、廃棄物等に係るダイオキシン類に関する調査研究や環境ホルモンに関する調査研究等を行っている。

当部は13年度における千葉県環境研究センター設立と同時に発足されたものであり、その前身機関は千葉県環境研究所、千葉県水質保全研究所、千葉県廃棄物情報技術センターの廃棄物、化学物質担当部署である。従来からの研究業務はそれぞれ新しい研究室に引き継がれている。

個々の研究課題名とその概要は資料編11の(1)のとおりであり、各研究室における主要課題の推進状況は次のとおりである。

#### ア. 廃棄物研究室

当研究室は廃棄物の減量化・再資源化に関する調査研究と適正処理技術に関する調査研究、廃棄物情報バンク管理運営事業を行っている。

廃棄物の減量化・再資源化に関する調査研究については、12年4月から完全施行された容器包装リサイクル法について、「その他プラスチック製容器包装」「その他紙製容器包装」の分別収集を実施している市町村が非常に少ないことから、「容器包装廃棄物分別収集状況実態調査」により市町村が

分別収集の取組みを進めるための方策を検討した。

適正処理技術に関する調査研究については、平成6年度から継続して調査している最終処分場の廃棄物層の層相、物性の調査を目的とするボーリング調査を引き続き実施した。さらに数箇所の処分場に観測井を設置し、浸出水の挙動およびその化学的変化も追跡した。

廃棄物情報バンク管理運営事業については、廃棄物に関する情報の受発信、一元的な管理及び環境学習機能の充実を目的として10年6月からインターネット上に「廃棄物情報バンク」を開設したところであるが、当バンクの管理運営を行うとともに内容の充実を図った。

なお、12年度におけるホームページへのアクセス数は18,008件であった。

また、廃棄物に関する啓発活動の一環として子供たちが興味をもって環境学習を行えるよう廃棄物問題を中心としたソフトウェアを開発した。このソフトは、学校等においても利用できるようCD-ROMで作成し、同時にビデオソフトも開発した。

#### イ. 化学物質研究室

当研究室はダイオキシン類に関する調査研究、及び外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）に関する調査研究を担当し、汚染及び発生源の実態、汚染機構、環境汚染修復技術、分析法の改善・開発等について調査研究を行っている。

ダイオキシン類に関しては、常時監視事業の中で環境大気、環境水、地下水、土壌等環境各圏の測定について担当分を分析する他、委託測定値の評価及び精度管理に関して技術的な行政支援を行っている。

独自の調査研究としては、12年度は、一般廃棄物焼却施設周辺環境のダイオキシン類の実態把握調査として、1焼却施設周辺土壌調査を実施した他、最終処分場埋立物中のダイオキシン類濃度、土壌中のダイオキシン類バックグラウンド濃度等について調査した。

また、県及び県内市町村が測定したデータについて、異性体、同族体濃度等の詳細を収集した。

詳細資料から多くの異性体からなるダイオキシン類の分析値の精度管理手法を検討し、異常値の検出及び対処方法、委託仕様のマニュアル化、ダイオキシン類データベース構築の基礎資料として整理した。

## 第4節 融資・助成制度

県では、中小企業者等が行う環境保全施設等の整備事業や公害防止のための工場等の移転事業に対し融資を行うとともに、市町村が公害関係測定機器等の整備を行う場合には補助金を交付し、公害の測定分析・監視体制の整備充実を計っている。

### 1. 「千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資等規則」による融資制度

#### (1) 概要

環境保全施設等の新設、購入若しくは改善又は公害防止のための工場等の移転を行う中小企業者のうち、資金の調達が困難な者に対し必要な資金を融資するとともに、利子の一部を補助してきた。

なお、8年度より名称を「千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資」と改め融資対象も拡大した。

#### (2) 利用状況

12年度の融資依頼決定は4件である。

### 2. 「千葉県公害関係測定機器等整備事業補助金交付要綱」による補助制度

#### (1) 概要

市町村が行う公害関係測定機器等整備事業に要する経費の一部を補助し、生活環境の保全等に資する施設整備の推進を図る。

#### (2) 補助状況

12年度は、5団体に対し総額826万2千円を補助した。



## 第5節 特定工場における公害防止組織の整備

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場を設置する事業者は、工場内に公害防止管理者等から成る公害防止組織を整備し公害の防止に努めることとされている。同法の対象となる特定工場は、製造業、電気・ガス・熱供給業に属し、かつ、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設のいずれかを設置している工場である。

公害防止組織は、公害防止対策の責任者でもある「公害防止統括者」及び公害防止対策の技術的事項を管理する「公害防止管理者」、更には一定規模以上の特定工場における「公害防止主任管理者」から成り、それぞれ代理者の配置が義務づけられ

ている。

これら公害防止管理者、公害防止主任管理者及び代理者は、工場に設置された施設や規模ごとに区分された国家試験等により資格を取得した者から選任することとされており、また、これらを選任又は解任した際は知事（一部は市町村長）に届け出なければならない。

なお、県は（社）千葉県環境保全協議会を通じ、公害防止管理者等の育成及び知識・技術の向上を図っている（表2-14-10参照）。

## 第6節 環境モニター制度

複雑多岐にわたる環境問題に対処し県民の環境に関する意見を環境行政に反映させるため、50年度に環境モニター制度を発足させた。モニターには、市町村長が推せんする300人を委嘱している。

12年度は環境全般、循環型社会とライフスタイ

表2-14-5 融資の条件

年度	原資	融資枠 (継続分も含む)	融資利率	利率補助率	融資限度額	融資期間	融資対象
8	千円 305,000	千円 1,220,000	年2.7%	年1.6%	(施設整備) 中小企業者 50,000千円 組合 60,000千円 (移転) ともに 80,000千円	〃 ※中小企業者 50,000千円超 組合 60,000千円超 は10年以内	①施設整備資金 ばい煙処理施設、粉じん 処理施設、汚水処理施設、 騒音・振動防止施設、地 盤沈下防止施設、悪臭防 除施設、化学物質汚染等 防止施設、エネルギー有 効利用施設、低公害車等、 造成緑地、産業廃棄物処 理施設 ②工場等移転資金
9	千円 310,000	千円 1,240,000	年2.7% 1月6日以降 2.5%	年1.6% 1月16日以降 1.4%	〃	〃	〃
10	千円 390,000	千円 1,560,000	年2.5%	年1.4%	〃	〃	上記①に、地下水汚染浄 化施設、ダイオキシン類 排出抑制施設、容器包装 廃棄物再商品化施設、環 境管理システム認証関連 施設を追加 ②工場等移転資金
11	千円 240,000	千円 960,000	〃	〃	〃	〃	〃
12	千円 200,000	千円 800,000	〃	〃	〃	〃	〃
13	千円 500,000	千円 2,000,000	〃	〃	〃	〃	上記①に、自転車から排 出される粒子状物質の低 減のために有効なものと 認められる自動車又は自 動車に装着する装置を追 加

表2-14-6 中小企業環境保全施設整備資金融資利用状況

(融資決定額の単位：円)

年度	区分	移 転	汚 水 処 理 施 設	ばい煙 処 理 施 設	粉じん 処 理 施 設	騒音・ 振動防 止施設	悪 臭 防 除 施 設	廃棄物 処理施設	その他	計
10	件 数	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	融資決定額	—	—	—	—	—	—	—	—	0
11	件 数	—	—	—	—	—	—	2	—	2
	融資決定額	—	—	—	—	—	—	36,500	—	36,500
12	件 数	—	1	—	—	—	1	2	—	4
	融資決定額	—	25,000	—	—	—	12,600	66,000	—	103,600

表2-14-7 年度別利子補給額 (単位：千円)

年 度	10	11	12
利子補給額	5,583	3,326	2,325

表2-14-8 補助内容

対象機器	大気汚染、水質汚染、騒音、振動、悪臭及び地盤沈下等に係る測定分析、監視研究等に使用する機器のうち主要なもので、1基当たり100万円以上の整備経費を要するもの。ただし、国から国庫補助が採択された機器は対象外。
補助率等	経費から（1団体当たり200万円以上であることを要す。）国庫補助金及び起債額を控除した額の4分の1（財政力指数が1以上の市町村にあつては5分の1）以内。ただし、テレメータシステムの整備事業にあつては、4分の1（新規事業にあつては、2分の1）以内。テレメータシステムの経費を除き、1市町村あたりの補助額は500万円。

表2-14-9 公害関係測定機器等整備事業補助状況

(補助額の単位：円)

年度	区分	大気汚染	水質汚濁	騒音・振動	地盤沈下	悪 臭	公害一般	計	市町村数
10	機器数	32	—	1	—	—	—	33	7
	補助額	17,070	—	375	—	—	—	17,445	
11	機器数	29	—	1	—	—	—	30	9
	補助額	11,672	—	1,379	—	—	—	13,051	
12	機器数	6	—	10	—	—	—	16	5
	補助額	3,262	—	5,000	—	—	—	8,262	

表2-14-10 公害防止統括者等の選任届出状況

業 種	種 別	公害防止統括者	主任管理者	公 害 防 止 管 理 者														選任特定工場数	
				大 気 関 係					水 質 関 係					騒音関係	特定粉じん	一般粉じん	振動関係		合 計
				第1種	第2種	第3種	第4種	計	第1種	第2種	第3種	第4種	計						
製 造 業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	259
エネ ルギ ー 供 給 業	10			8	4	12												12	12
計	243	23	9	22	81	106	218	4	50	32	53	139	13	4	37	8	419	271	

※県が所管する特定工場の状況である。

その他



ルについて、生ごみの分別収集についてのアンケート調査を実施した（表2-14-11）。

表2-4-11 過去3年間の調査項目

8	環境全般・環境学習・自然とのふれあいについて
9	環境全般・地球環境問題・産業廃棄物・残土対策について
10	環境全般・環境ホルモン・人工化学物質・地下水の保全とかん養（井戸・湧水復活再生）について
11	環境全般・アイドリング・ストップ・ごみの減量化と再資源化について
12	・通年項目・環境全般について・循環型社会とライフスタイルについて・生ごみの分別収集について

## 第7節 関係地方公共団体との協力の推進

### 1. 近隣都県との協力の推進

公害防止を實行あるものとし積極的な環境保全施策を展開するためには、都県を越えた広域的な調査や情報・資料の交換を行い、より有効な対策を編み出していくことが大切である。また、都県間の調整を円滑に進め、国への働きかけを協力して進めていくことも必要である。これらのため本県では、七都県市首脳会議、関東地方知事会関東地方環境対策推進本部、空き缶等環境美化推進連絡協議会、一都三県公害防止協議会などを通じて近隣自治体との協力を進めているところである（資料編10の（2）参照）。

### 2. 市町村等との協力の推進

環境保全施策は、人口密度、土地利用の実態、住民のニーズ等地域の特殊性を十分配慮し、市町村や地域の住民、関係団体の協力を得ることによってきめ細かで着実な成果を上げることができる。そこで本県では、印旛沼水質保全協議会、手賀沼水質浄化対策協議会、千葉県環境行政連絡協議会などを通じて身近な生活環境の保全に努めるとともに、県と市町村及び市町村相互の有機的な協力関係を推進している（資料編10の（2）参照）。

## 第8節 市町村の環境保全対策

市町村の環境施策は、地理的条件、住民意識の差異等地域の特殊事情を反映するものであり、本県の環境行政体系において重要な役割を果たしている。

12年度の市町村環境行政状況調査結果によると、その概況は次のとおりである。

### 1. 公害監視測定体制

環境の現況を把握し有効な施策の確立を図るため、市町村においても公害の監視測定体制の整備、充実に努めている。

現在、市町村が常時及び定期監視を行うために設置している大気汚染、騒音、振動関係の測定箇所は東京湾臨海部に多く集まっており、水質汚濁関係の測定箇所は県内全般に分布している（表2-14-12）。

表2-14-12 市町村の公害監視測定箇所数

	測定市町村数	測定点		
		常時	定期	計
大気汚染関係	27	126	193	319
水質汚濁関係	50	2	1,571	1,573
騒音関係	26	21	315	336
振動関係	20	1	124	125

### 2. 公害防止協定

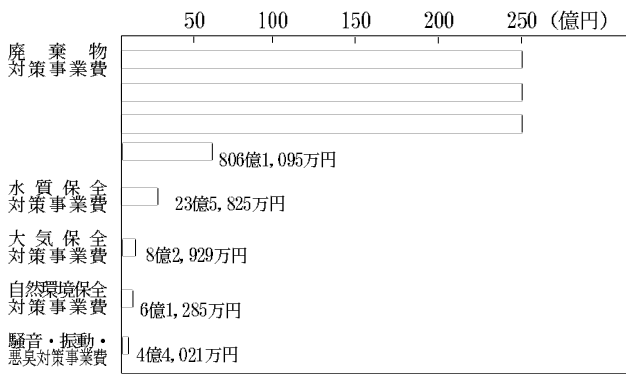
現在、44市町において、総数898企業との間で公害防止協定（県、市町村、企業三者協定は除く。）を締結しており、企業から発生する公害を防止することにより住民の良好な生活環境の確保を目指している。

市町村別では、野田市（135社）、柏市（107社）、市川市（95社）で締結企業が多く、企業の種類別では、鉄鋼・金属（197社）、食料品（76社）、化学（68社）等が多くなっている。

### 3. 環境保全対策予算

市町村では財政のひっ迫した状況のなかで、多様化する環境問題に対応すべく環境保全対策予算

図2-14-1 市町村における主な事業別予算  
(13年度当初予算)



の確保に努めている (図2-14-1)。

#### 4. 融資・助成制度

現在、千葉市ほか14市町では、中小企業者が行う公害防止事業を対象として融資・助成制度を実施しており、12年度の実績は融資1件、500万円、助成3件、415千円となっている。

なお、融資・助成制度が設けられている市町は次のとおりである。

- ・千葉市、市川市、松戸市、野田市、茂原市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、袖ヶ浦市、関宿町

#### 5. 公害苦情相談

12年度において市町村が新規に受理した苦情件数は3,727件である。

苦情件数のうち典型7公害に関する苦情は2,774件で、その内訳は、大気汚染1,324件、騒音598件、悪臭590件等となっている (図2-14-2)。

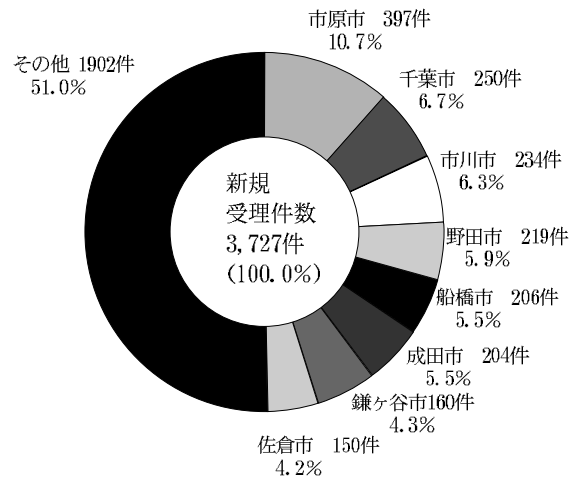
また、典型7公害以外は953件となっている。

#### 6. 調査研究

地域の環境問題の原因究明、解決策の樹立を目指して市町村独自の調査研究が進められている。

12年度は、48市町村で905項目について実施されたが、調査研究項目を公害の種類別に分類してみると、水質汚濁関係384項目、土壌汚染関係283項目、大気汚染関係59項目、騒音関係38項目、その

図2-14-2 市町村別受理件数



他111項目となっている。

なお、13年度は49市町村で759項目の調査研究が予定されている。